

県庁舎汚水槽等清掃及び汚泥処分業務委託仕様書

この仕様書は、県庁舎汚水槽等清掃及び汚泥処分業務委託について、大要を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても必要と認められるものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項、同法施行令第2条第2号ハ及び同法施行規則第4条の3の規定に基づき、県庁舎に設置されている汚水槽、雑排水槽設備等の清掃、点検、汚泥の運搬及び処分を行う。

2 業務委託対象設備及び実施回数

業務委託対象設備		容量 (m ³)	回 数	備 考
知事局棟	汚水槽	57.0	2回	
	雑排水槽	63.0	2回	
	湧水槽（還水槽室）	20.0	1回	
議会南棟	雑排水槽	6.7	2回	
議会南棟	汚水枳	1.0	2回	
議会北棟	雑排水槽	28.0	2回	
警察棟	汚水槽	4.5	2回	
警察棟 中央庭園	雑排水槽	3.6	2回	
	汚水槽	6.3	2回	
車庫棟西側	ガソリントラップ	5.8	1回	2.9 m ³ × 2箇所

3 業務内容

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関係法令に基づく汚水槽及び雑排水槽等の清掃を行うこと。

【汚水槽・雑排水槽清掃手順】

- ① 中間水をポンプアップし、下水に放流する。
- ② 壁の汚れを落とし、汚泥を吸引する。
- ③ 高圧洗浄により、下水に放流する。
- ④ 残留を吸引する。

※ 吸引作業は雑排水槽のみを実施（汚水槽は別途契約業者が吸引するため不要）。

【ガソリントラップ清掃手順】

- ① 油類を吸引する。
- ② 雨水をポンプアップし、マンホールに流す。
- ③ 砂、泥を吸引する。
- ④ 水洗いする。

- (2) 共同構雨水槽及び共同構排水槽の清掃を行うこと。

【共同構雨水槽・共同構排水槽清掃手順】

- ① 中間水をポンプアップし、下水に放流する。
- ② 壁の汚れを落とし、汚泥を吸引する。
- ③ 高圧洗浄により、下水に放流する。
- ④ 残留を吸引する。

- (3) 議会棟裏マンホールの高圧洗浄を行うこと。
 - (4) 清掃時に、壁面、ポンプ等の外観点検を行うこと。また、ポンプについては絶縁試験を併せて行うこと。
 - (5) 夏季の清掃前に最終放流枥の水質検査を行い報告すること。検査項目は次のとおりである。
 - ① 温度
 - ② アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量(mg/l)
 - ③ 水素イオン濃度(ph)
 - ④ 生物化学的酸素要求量(mg/l)
 - ⑤ 浮遊物質(mg/l)
 - ⑥ ノルマンヘキサン抽出物質含有量(mg/l)
 - ・ 鉱油類含有量
 - ・ 動植物油脂類含有量
 - ⑦ ヨウ素消費量(mg/l)
- なお、報告は計量証明事業所が発行する水質計量証明書を添付すること。

4 実施時期及び実施工程表

清掃及び点検業務は、実施回数が1回のものについては夏季、2回のものについては夏季及び冬季に行うこと。また、警察棟汚水槽、中央庭園汚水槽、議会南棟汚水枥については平日に、それ以外の箇所については土曜日、日曜日または職員の休日（職員の休日及び休暇に関する条例昭和26年12月県条例第64号）に行うこととし、実施工程表を作成して県の承諾を得ること。

5 一般注意事項

- (1) 業務は、県の係員と協議のうえ実施すること。
- (2) 事前に現場を確認し、当日支障のないようにすること。
- (3) 清掃の際は、ビニールシートを敷くなどの養生を行い、汚物等が床面等に付着することのないよう十分留意して実施すること。
- (4) 発生した汚泥については、本契約に基づき適切に処分すること。
- (5) 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。また、受注者は、業務責任者については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- (6) 受注者は、酸欠防止等業務実施中の安全衛生、災害防止に必要な措置を講じること。
- (7) 清掃作業員は業務実施場所以外では使用した作業服を着替える等清潔の保持に努めること。
- (8) 業務に使用する機械、器具及び材料等は、すべて受注者の負担とする。ただし、業務に必要な光熱水費は県の負担とする。